インターネットバンキングの進展と今後の課題

松　本　博（社会環境学科）

Developments in Internet Banking and Topics for the Future

Hiroshi MATSUMOTO (Department of Social and Environmental Studies)

Abstract

Internet banking is required to secure and enrich the convenience of such transactions while attempting to ensure their safety. Therefore, the transaction format known as Internet banking itself becomes difficult to be supported if abuse cannot be avoided, despite the mutual vigilance of financial institutions and the implementation of system constraints that, unlike face-to-face transactions, require confirmation of the identity of the depositor via methods such as Personal Identification Numbers (PINs). However, there is a limit to how well problems involving deposit transactions can be handled based on interpretation of the Article 478 of the Japan's Civil Code. One indicates an important topic for the future discussions connected to the necessity of resolving such problems through legislation, by focusing on the Depositor Protection Act and other laws and regulations, by giving full consideration to strategies for depositor prevention from being victimized, and by assuring the depositor protection in general.

Keywords: *ATM, Internet banking, personal identification numbers, depositor, incident*

＜ネットバンキング＞預金被害が昨年度倍増　暗証番号流出

パソコンで銀行口座から振り込みなどができるインターネットバンキングをめぐり，預金者が気づかないうちに，別の口座に振り込まれるなどして預金がなくなる被害が，2006年度中に98件（約１億200万円）発生したことが６月26日，金融庁の調査で分かった。2005年度の49件(約１億500万円)から件数は倍増しており，同庁は注意を呼びかけている。

同庁によると，ネットバンキングに必要な暗証番号が外部に流出した原因は，偽のメールを送りつけ情報を引き出す「フィッシング」に遭うことや，ファイル交換ソフトの使用，パソコンの盗難などが考えられるが，被害者の半数が「いつ暗証番号が流出したのか分からない」と回答しており，原因ははっきりしないという。

偽造キャッシュカードの被害は預貯金者保護法で，金融機関には被害者への補償義務があるが，ネットバンキングは対象外。ただ金融機関の自主的な取り組みで，2006年度は54件について被害者への補償が行われた（平成19年６月26日 毎日新聞より）。

冒頭に採り上げたのはインターネットバンキングのトラブルに関する新聞記事である。

最近では，インターネットバンキングに絡んだトラブルの発生が見られ，スパイウェア[1]，フィッシング詐欺[2]，キーロガー[3]などといった言葉をよく耳にするようになった。

これに対して，各金融機関も対策を進めてはいるものの，インターネットに関する技術的な進歩には目覚しいものがあり，またインターネットバンキング・サービス自体も，その利便性から，多くの金融機関で

平成19年10月31日受付

提供される内容が拡大しているため，今後もインターネットバンキングに関する不正利用の問題が頻発することが予測される。こうした中で無権限者による不正送金の被害にあったインターネットバンキングの利用者が銀行に補償を求めた事案について，東京地裁平18．２．13（金融法務事情1785号49頁，以下「原審」という）およびその控訴審である東京高裁平18．７．13（金融法務事情1785号45頁，以下「本判決」という。本件批評として，石原全「インターネットバンキング・サービスにおける不正振込送金と銀行の免責約款」私法判例リマークス35号46頁〈2007年〉，島田邦雄・沖田美恵子「インターネットバンキングによる不正送金と金融機関の責任―東京高判平18．７．13の射程範囲」金融法務事情1791号50頁〈2007年〉）において司法の判断が下された。従来，預金取引における民法478条や約款免責の適用の有無についての裁判例は多数存在するものの，本件は，インターネットバンキングの約款による免責についての初めての事案である。本稿では，この事案を基に，インターネットバンキングについての検討を進める。

1　事案の概要

本件は，Xが，Y銀行に口座を開設し，インターネット等で取引を行ういわゆるインターネットバンキング・サービスを利用していたところ，何者かが本件サービスを不正利用して本件口座から２回にわたり合計800万円を訴外A名義の口座へ振込送金したとして，Y銀行に対し，保険で填補された50万円を控除した750万円の支払を求めた事案である。

本件の事実関係の概要は，以下の通りである。

⑴　本件サービスにより振込送金手続を行うには，①お客様番号，②ログインパスワード，③暗証番号（以下，これらを総称して「暗証番号等」という）の一致が必要であるところ，①および③は，銀行が設定して利用者に通知し，②は，利用者が初めて本件サービスを利用する際に利用者自らが設定することになっていた。

⑵　本件振込送金の際，暗証番号等はすべて正確に入力されていた。また，本件サービスのシステムは常時監視されているが，ハッキングその他の不正アクセスの形跡は見当たらなかった。さらに，暗証番号等は，銀行のシステム内のデータベースに保存されており，とくに②および③は暗号化されて保存されているところ，これらのデータがY銀行から流出した形跡は見当たらなかった。なお，Y銀行では，無権限者による本件サービスの利用を排除するための措置として，①暗証番号等の入力を一定回数間違えた場合に手続を停止する措置，②預金者に通知先アドレスを指定させ，本件サービスによる振込送金手続が行われた場合，自動的に当該アドレス宛てに電子メールで通知がなされる措置，③ホームページ等を通じ，不特定多数人が利用するネットカフェなどにおいて本件サービスを利用する危険性について周知させる措置等を行っており，また，当然のことながら預金者に対し，暗証番号等の厳重管理を促していた。

Xは２回目に行われた本件振込送金の当日，偶然残高照会を行ったことから本件被害に気付き，Yに連絡したが，その時点では既に振込金額のほとんどがA名義口座から払い戻されていた。

⑶　本件サービスの約款には，暗証番号等の一致により本人確認を行う旨，および，この方法により本人確認を実施した場合は，暗証番号等に偽造，変造，盗用その他の事故があっても，それにより生じた損害については一切の責任を負わない旨の規定があった（以下「本件免責条項」という）。

Y銀行が本件免責条項に基づく免責を主張して請求棄却を求めたところ，Xは，①Y銀行は，預金を安全に預かり保管するという預金寄託契約上の義務（以下「安全保管義務」という）を負っているが，乱数表制度（預金者に乱数表を交付して本件サービスを利用する毎に暗証番号等を変更できる制度）や利用可能端末機を限定する制度，直接金融機関のサイトにダイヤルアップ接続してインターネットバンキングを利用できる制度等を採用していないから，そのシステムには安全管理上の不備があり，Y銀行はこの義務に違反している，②上記安全保管義務に違反しても免責される旨の本件免責条項は，預金者に著しく不利益なものとして無効であるなどと主張した。

原審は，本件各振込を実行するに当たり，Y銀行に預金寄託契約の債務不履行があったとは認められず，Y銀行は本件免責条項により免責されるとして，XのY銀行に対する本件請求を棄却したので，Xがこれを不服として控訴した。

2　争　点

本件の争点については，次の二点に集約することが

できる。

第一点は，債務不履行に基づく損害賠償請求である。Y銀行は，公共性を帯びる金融機関として預金を安全に預かり保管する預金寄託契約上の義務（以下「安全保管義務」という）を負っており，本件サービスを提供する際には，無権限者による不正送金が起こらないように万全の体制を築くことが要求されていたにもかかわらず，これを怠ったから，安全保管義務違反により生じたXの損害の賠償を求めるというものである。

第二点は，Y銀行が免責約款に基づく免責を主張したのに対し，Y銀行は前述の通り安全保管義務に違反した本件サービスを提供しており，Y銀行自らがそのような危険なサービスを提供しておきながら約款による免責を主張することは許されず，Y銀行は免責されないというものである。

これに対し，Y銀行は，本件サービスを提供するに際し，可能な限りで無権限者による不正送金等を防止する措置を取っていたので，Xの主張するような安全保管義務違反はなく，前記約款により免責される旨主張し，安全保管義務の有無およびそれが約款免責に与える影響の有無が争点となった。

3　判決要旨

本判決（本判決が引用する原審の判断も含む）は，まず，免責約款の適用の有無について，免責約款は「被告が，当該振込請求者が振込を請求する権限を有する者と信じたことにつき過失がある場合にまで免責を認める趣旨のものではなく，インターネットバンキング・システムを利用した振込に際して必要とされる銀行の注意義務は，預金者保護の見地から，社会通念上一般に期待されるところに相応するものでなければならない」とした上で，振込に際して正しい暗証番号等が入力されていた場合には，「銀行による…暗証番号等の管理が不十分であったなど特段の事情がない限り」，約款により免責されると判示した。

そして，Y銀行には安全保管義務があるから免責が認められないというXの主張に対しては，Y銀行の本件サービス上の措置を認定した上で，「インターネットバンキング・サービスにおいては，当該振込の請求をする者の権限の有無の判定は，銀行側が構築するシステムにより，機械的，形式的にされるものであることに照らすと，被告は，本件サービスを提供するについて，本件システムを，全体として，可能な限度で無権限者による振込を排除し得るよう構築し管理していたということができると判示し，さらに，（Xが指摘するY銀行において採用していない制度について）「採用しない限り無権限者による振込を排除し得ないというわけではないから，被告が上記各措置を採用しないことをもって，本件システムを構築及び運営するにつき注意義務違反があったということはできない」と判示し，Xの控訴を棄却した。

4　学説・判例

本判決は，インターネットバンキング・サービスにおける免責約款の適用についての初めての事例である。

従来は，預金の払戻しまたは口座間送金についての免責約款の適用の有無や債権の準占有者に対する弁済（民法478条）の問題に関しては，窓口払いの場合を中心に取り扱われ多数の裁判例が存在した。また，現金自動預払機（一般的に「ATM」といわれる）の普及に伴って，機械払いについての裁判例も見られるようになった。

本判決が，どのように位置付けられ，また，どのような意義を有するのか，これまでの学説・判例を参考に検討する。

⑴　窓口払の場合

窓口での払戻しに関する裁判例は，多数存在するが，民法478条と免責約款との関係についての判例の見解としては，免責約款は，民法478条の定める弁済者の責任を軽減するものではなく，約款による免責が認められるためには，弁済者において行為者が正当な権限者であると信じたことに無過失でなければならないとされる（最判昭50．6．24 金融法務事情763号34頁）。

金融機関の窓口業務においては真正な通帳の持参と印鑑照合とによって債権者としての本人確認を行うが，その際の無過失の判断は，印鑑照合について，特段の事情のない限り，折り重ねによる照合や拡大鏡等による照合を行うことまでは必要とせず，平面照合による確認で足りるが，金融機関の担当者に対して社会通念上一般に期待されている業務上相当の注意義務をもって慎重に照合を行うことが必要であるとされている（最判昭46．6．10民集25巻４号492頁，金融法務事情618号50頁）。

その後，窃取等による通帳および届出印を使用して無権限者が金融機関の窓口で預金を引き出す被害が増

加すると，前述の判例を踏まえながらも，本人確認手段として印鑑照合のみでは足りない「特段の事情」がある場合とは何か，その場合は，過失に関してどのように判断されるべきかについての多数の裁判例が現れた。

これら裁判例の中には金融機関に厳しいものも存在するが，「特段の事情」の有無および過失の有無については，結局，当該払戻請求の際の具体的状況に基づいた総合判断にならざるを得ない。例えば，預金者名が明らかな男性名・女性名であるにもかかわらず払戻請求者との性別が異なる場合，払戻請求書に氏名や住所の記載を求めた際にこれを書き誤る場合，その他払戻請求者の言動が不審である場合等については，金融機関側に印鑑照合だけでなく，身分証明書の提示等によって本人確認をすべき義務があったとされる場合が多い。

これらの事案に照らせば，金融機関側が把握している預金者に関する客観的な情報と払戻請求者の提示する情報に齟齬がある場合は，「特段の事情」の存在が認められる。

⑵　機械払の場合

学説では，機械払いにつき民法478条適用を肯定し，免責条項は同条を具体化したものであるとするのが多数説である。しかし，民法478条は機械払いの場合には適用されず[4]，この場合には，支払に関して独立した特約である免責約款の適用によるとする説[5]，あるいは機械払いにおける銀行の免責には民法480条を類推解釈し，免責条項はその特則あるいは例示とする見解[6]がある。

ATM利用の進展に伴って，偽造カードまたは盗難カードによる払戻しの事件[7]が頻発する事態が生じた。その際，暗証番号の入手については，預金者のATM操作を盗み見る，金融機関の関係者を装って聞き出す，強盗等凶行犯罪によってカードを奪った際に預金者を脅して暗証番号を聞き出す，などといった方法によって行われた。

しかし，平成18年２月10日，「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（以下「預金者保護法」という）が施行されたことにより，現在では，偽造・盗難カードによる機械払いには民法478条の適用がなく（預金者保護法３条），金融機関が免責を受けるためには，金融機関自身の善意・無過失の立証に加えて，預金者の故意または重大な過失による払戻しであることも立証しなければならないことになった。

したがって，本稿では，同法施行以前の判例を基に検討するが，同法施行以前，金融機関は，キャッシュカードによる機械払いについての免責約款として，「支払機によりカードを確認し，支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ預金を払い戻した場合は，カード又は暗証につき偽造，変造，盗用その他の事故があっても，そのために生じた損害について責任を負わない」といった旨の規定を置いており，その適用の範囲が問題となっていた。これまでの窓口での払戻しに関する裁判例では，過失の有無につき，実際の払戻請求の際における無権限者の行動と銀行員の対応から判断することを前提としていたものの，機械払いのようにカードと暗証番号の一致によって本人確認が機械的かつ形式的に行われる場合にも，払戻しの場合の過失のみを問題にすると，機械の故障等によりカードの真正判断や暗証番号の確認に不具合があったなどの特殊な事情でもない限り，過失は存在しないということになりかねず，機械払いにおける「過失」の意味が議論されていた。

民法478条により，弁済が有効とされるためには，明文の規定を欠くものの，弁済者の無過失が要件と解されていた[8]。また，金融機関が免責約款により免責されるためには，行為者が正当な権限を有する者であったことを信じるにつき無過失であることを要するとされる[9]。

しかし，民法478条は対面取引を念頭に置いたものであり，その過失概念が，必ずしも機械払いの場合に適応しうるものとはいえない。そのため，機械払いの場合には，その特性を前提として，銀行側は，システム全体の設計，維持，管理についての安全性を確保する注意義務を負い，これを怠れば，過失が認定される（組織過失）という見解[10]が主張された（通説的見解である）。

この見解は，システムの内部に限定するものといえるが，最近の判例では，コンピューター・システムにおける銀行の注意義務についてシステムの機能に加えてシステム外の情報提供・管理義務を取り込む方向に拡大している[11]。

さらに，民法478条の適用には，預金者側に帰責事由があることを要するかについて見解は分れている。同条は外観信頼者を保護する規定であるから，弁済者側に保護に値する事情が存在するほかに，債権者として

も弁済を有効とされて損失を被ってもやむを得ない事情があることを要するとして肯定する説[12]があるものの(有力説)，通説は，債務の弁済が迅速かつ簡便に行なわれるべきことが要請されており，債権者側の事情を問題にすべきでないとして否定する[13]。通説に立つとしても，過失相殺，あるいは債権者の過失をどの程度考慮しうるかも問題となる。無権限者の権利者らしい外観の作出には預金者側の何らかの事情がかかわっている場合が多いのであるから,弁済は無効としても，この点を考慮することが妥当といえる。有力説は，債務不履行における過失相殺（民法418条）は公平の原則と信義則に基づくものであるから，損失の発生に双方の過失がある場合に，一方にのみ損失を負担させるのは公平でないとして，預金者に過失がある場合には民法418条を類推適用するかまたは預金者側にはカードの管理と暗証番号の秘匿義務違反として，過失相殺を認めるべきとする[14]。判例も，預金者に帰責事由があることを認めながら，この程度の帰責事由をもって弁済者に過失があるという判断を覆すには足りないとするが，弁済者の過失の大小と預金者の帰貴事由の大小との相関関係で，弁済者の無過失を判断すべきとするのかは断言できない[15]。

これについては，近時，システムを設計・提供し，維持・管理する者と，これを利用する顧客との間にある取引上の付随的義務違反の有無が問題であり，これを前提として事故時における危険分配をどうするかが重要であり，システムの各プロセスで危険発生の可能性を認識し，評価し，安価に予防・分散できる立場にある銀行が第一の危険負担者ということができ，その上で，顧客側に過失があれば，過失相殺を考えるのが妥当とする見解[16]も見られるし，保険による填補を前提として，預金者側も一定割合で損害を負担するという解決策[17]，あるいは，損失負担については立法的な手当が必要であり，その際消費者と事業者とでは異なる手当をなすこと[18]が提唱されている。

これに対し，最判平５．７.19（金融法務事情1369号６頁。以下「平成５年判決」という）では，無権限者が真正なキャッシュカードと正しい暗証番号を用いて機械払いにより預金の払戻しを行った場合の免責約款の適用について,「銀行による暗証番号の管理が不十分であったなど特段の事情がない限り，銀行は，現金自動支払機によりキャッシュカードと暗証番号を確認して預金の払戻しをした場合には責任を負わない旨の免責約款により免責される」と判示した。

また，平成５年判決は，当該控訴審判決（東京高判平元．７.19 金融法務事情1229号64頁)がその理由の中において，キャッシュカードの磁気ストライプ上にコード化された暗証番号が記録されていて解読可能であったことによって，機械払システムは安全性を欠くとし，免責約款の適用を否定したのに対し,「暗証番号を解読するためにはコンピューターに関する相応の知識と技術が必要であることは明らかである（なお，記録によれば，本件支払がなされた当時(昭和56年)，このような解読技術はそれほど知られていなかったことが窺える。)から，被上告人が当時採用していた現金自動支払機による支払システムが免責約款の効力を否定しなければならないほど安全性を欠くものということはでき」ないと判示した。

このように，平成５年判決は，機械払いにおける免責約款の適用については，具体的払戻請求時の過失のみでなく，カードによる支払システム全体での安全性を前提として判断すべきであることを明らかにしたものであり，学説も同様の見解を採っている[19]。

さらに,機械払いへの民法478条の適用が問題となった判例として，最判平15．４．８（民集57巻４号337頁・金融法務事情1681号24頁。以下「平成15年判決」という）がある。

本事案は，預金者が自動車のダッシュボード内に預金通帳を保管していたところ，これが自動車ごと盗まれてしまい，翌日，当該通帳を何者かが使用して，通帳による機械払いの方法により預金を払い戻したというものであるが，この預金者は，暗証番号を自動車登録番号の４桁と同じ数字に設定し，かつ，この自動車内に通帳を保管していたため，暗証番号を容易に推知されて本件払戻しがなされたものと考えられる。そして，当該銀行は通帳のみで機械払いができるシステムを採用していたものの,その旨の規定を設けておらず,また，通帳機械払いによる払戻しについての免責約款も設けていなかった（カード機械払いについては，免責約款を設けていた)。そのため，この事案では免責約款の適用は問題とならず,もっぱら民法478条の適用の有無が争点となったが，第１審（福岡地判平13．４.18 金判1170号14頁）および控訴審（福岡高判平13.12.25 同号11頁）は，この適用を認めて銀行を免責した。

しかしながら，平成15年判決は，機械払いに民法478条の適用があることを肯定し，その場合にも弁済者の善意・無過失が必要であるとした上，その過失の有無の判断につき「払戻しの際に機械が正しく作動したこ

とだけでなく，銀行において，預金者による暗証番号等の管理に遺漏がないようにさせるため当該機械払の方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め，機械払システムの設置管理の全体について，可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたこと要するというべきである」と判示し，「無権限者による払戻しを排除するためには，預金者に対し暗証番号，通帳等が機械払に用いられるものであることを認識させ，その管理を十分に行わせる必要があることにかんがみると，通帳機械払のシステムを採用する銀行がシステムの設置管理について注意義務を尽くしたというためには，通帳機械払の方法により払戻しが受けられる旨を預金規定等に規定して預金者に明示することを要するというべきであるから，被上告人は，通帳機械払のシステムについて無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしたということはできず，本件払戻しについて過失があったというべきである」として，銀行の免責を認めなかった。

5　本判決の検討

本判決では，インターネットバンキング・サービスにおいても振込送金がなされたときにおける暗証番号等の一致の確認があれば，「特段の事情」がない限り免責されるとしながら，金融機関がインターネットバンキング・サービスを「システム全体として，可能な限度で無権限者による振込を排除し得るよう構築・管理していたか」という観点から免責約款の適用の有無を判断しており，機械払いに関する前記２つの最高裁判例の判断がインターネットバンキングにおいても踏襲されるべきことを明らかにした点で，重要な意義を有している。

また，本判決は，各金融機関において採用しているシステムが多種多様であるという実態を認めつつ，ある金融機関において，他の金融機関で導入している無権限者による利用を排除する措置を導入していないからといって，そのことが直ちに，システム構築に過失があるとはいえないと判断した点においても，特徴を有するものと考えられる。

本判決は，免責約款の適用を肯定しているが，従来の機械払いに関する判例を踏まえて，約款適用には，弁済者の無過失を要するとし，その過失内容を組織的な過失と解している。

インターネットバンキングにおいて無権限者によって預金の払戻しが行われた場合に，その損害を預金者と金融機関のいずれが負担するかについては，クレジットカードの不正使用の場合と同様の状況であり，取引の大量性・迅速性を考えると民法478条の類推適用による処理が考えられる[20]。

しかし，インターネットバンキングでは，通常の対面取引とは異なって，情報はデジタル化され，正規の手続が採られる限り，行為者が誰であるかを問われることなく，機械的な処理が行われることになる。この特質からすれば，インターネットバンキングの約款に基づく処理も支障が生じることはない。民法478条は任意規定であることから，私的自治あるいは契約自由の原則によって約款での修正は合理的範囲内で肯定できる[21]。本件の場合には，約款による旨の合意があるわけだから，その免責条項の効力が問題とされる。

インターネットバンキングの利便性は，預金者・金融機関双方に享受されるものであるが，「お客様番号」や「暗証番号」の管理については預金者側の責任に帰属するものであるから，免責条項自体の合理性は肯定できる。

問題は，金融機関側に過失がある場合も，免責条項が機能するか否かである。機械払いに関する判例・通説によれば，金融機関側に過失のある場合には基本的に免責約款は適用されないものと解されている。本件の場合は，原審の事実認定によれば，お客様番号，暗証番号，ログイン番号の機械的な一致で判断するものであり，かつ，SSL 技術の使用，ログイン番号および第二暗証番号を再暗号化してデータベースに格納，入力を一定回数以上間違えると手続を停止する措置，振込手続がなされれば速やかに電子メールで通知する措置，システム自体の常時監視という，システム構築をしていた。現在の技術を前提とすると，本人確認方法として複数のパスワード使用，データを SSL[22]で暗号化して送信するものであれば，約款は有効と認められると考えられる[23]。

しかし，本件の場合，インターネットバンキングによるメリットは銀行側にとって大きいものであり，両当事者の取引能力の格差を考慮すると，免責条項については制限的に解釈されるべきである。

預金者側の責任については，民法478条の適用について一般的には消極的に解されている一方，免責約款の適用には，預金者側に払戻しにつき責めに帰すべき事由のあることを要するとの裁判例も存在する（福岡地

判平11・１・25金判1063号13頁，前掲福岡高判平11・２・26)。民法478条の趣旨からすれば，基本的には預金者側の帰責事由は必要なものと考えられる。インターネットバンキングでは，アクセスに不可欠なお客様番号・ログインパスワード・暗証番号等は預金者側が十分な注意を払って管理する義務を負っているのであり，十分な管理がなされないのであればシステムの維持自体が困難になる。

この点では，カードによる機械払いの場合において，支払以前の段階で，カードの発行・補完・暗号秘密の保持について注意するしかなく，このことは支払側の金融機関だけではなく，預金者側にも必要で，注意をめぐる協力がなされるべきであると指摘されていた[24]。これは，インターネットバンキングにおいても同様である。このことから，本件の免責約款についても，預金者側に帰責事由が存することを要すると制限的に解釈されることになる[25]。帰責事由を具体的に判断するにはさまざまな事情を慎重に検討する必要がある。

本件では，約款上，日本国内に居住する個人のみの利用に限定されていたが，Ｘは自己の勤務する会社の取引に使用する目的で開設，利用しており，自社の従業員に本件口座の記帳等を行わせており，同社のパソコン端末機を利用して本件システムにアクセスしていたこと，同社のパソコンは第三者が使用できないようなシステムにはなっていなかったこと，本件各振込の後，同社の従業員にＸのお客様番号及びログインパスワードを教えて，本件システムにアクセスさせ，本件口座の残高照会をさせていたことが窺われ，このような事情からすると，Ｘが，自ら同社の従業員等にお客様番号，ログインパスワード及び暗証番号等を教えたり，同社の従業員等が，Ｘが同社のパソコンを利用して本件システムへアクセスしている際に，お客様番号，ログインパスワードおよび暗証番号等を知ったことにより，Ｘのお客様番号，ログインパスワードおよび暗証番号等が第三者に漏洩した可能性が考えられる一方で，スパイウェアによってＸのお客様番号等が漏洩したことを窺わせる証拠は存しなかった。また，Ｙ銀行は，他人に悪用される危険性につき自らのホームページを通じて注意を喚起してインターネットバンキングにおけるリスク等の啓蒙・警告措置を採っていた。

また，当時，他の多くの金融機関では，暗証番号を第三者に特定されにくくするため，乱数表が記載されたカードを顧客が持ち，アクセスするごとに毎回異なる数字を入れるよう指定する仕組みを導入して無権限者による利用を排除していたのに対して，Ｙ銀行がこうした仕組みを採用していないからといって，そのことが直ちに，システム構築に過失があるとはいえないと判断された。このことは，仮にその時点での最高水準のセキュリティ技術を導入していなくても，複数の暗証番号の入力や複雑な暗証番号・パスワードの使用によって十分なセキュリティが保障されていれば，金融機関のシステム構築・管理が認められうるものと考えられる。

ただし，本判決が「インターネットバンキング・システムを利用した振込に際して必要とされる銀行の注意義務は，預金者保護の見地から，社会通念上一般に期待されるところに相応するものでなければならない」と判示している通り，過失の判断は，社会通念によって変化する余地があり，本件当時における判断として，本件サービスには必要十分な措置が講じられていて過失が否定されたとしても，社会通念の変化によっては今後も同様の評価がなされるとは限らない。近年のめざましい技術の進展からすれば，今日においては当時のＹ銀行のセキュリティ・レベルでは，過失が認定されることになるだろう。

6　今後の課題

本事案においては，システム構築に過失があるとはいえないとされた本件の本人認証手段であるが，技術水準としては，必ずしも成りすまし等の防止として十分に機能しうるものとはいえない。

本人認証機能の強化は今後のインターネットバンキングにとって不可欠のことである。

現在利用されている本人認証手段としては，固定パスワード方式がある。本件の本人認証システムも基本的にはこの固定パスワード方式が採られていた。固定パスワードは一般的には本人の記憶に頼るものであり，その点では，紛失・盗難や複製には強いといったメリットを有しているが，その一方で，スパイウエア・フィッシングによって容易に成りすましのリスクが生じる。

これに対して，利用毎にパスワードが変更されるワンタイムパスワード方式がある。これには，まず本文中にも登場した乱数表方式が挙げられる。乱数表方式とは，取引毎にインターネットバンキングのサーバーから一種の乱数を利用者に送信し，それに対して乱数表等を用いて変換した値をパスワードとしで利用者が

返答する方式のことである。乱数表を利用するメリットとしては，何らかの形でパスワードが漏洩したとしても次回の取引の際にはパスワードが変更されているので，成りすまされる危険性は生じない。デメリットとしては，使用回数が増えるにつれ，乱数表の全体が解明されるリスクが高くなること，乱数表をパソコンの中に保存した場合，スパイウェアによって読み取られる危険性があることが挙げられる。この他のワンタイムパスワード方式として，アクセストークン方式がある。アクセストークン方式とは，サーバーと同期の取れたワンタイムパスワードを，パスワード発生器（アクセストークン）で発生させる方式である。メリットとしては，アクセストークンで発生されるパスワードは一定時間（約１分程度）で更新されるので，仮に，パスワードが漏洩したとしても，一定時間後には当該パスワードは無効となる。デメリットとしては，紛失，盗難等があると，インターネットバンキングが一時利用不能となることがある。

現在，最も安全性が高いものとしては，電子署名による認証がある[26]。電子認証とは，利用者が保持する秘密の暗号鍵で，利用者の取引要求メッセージを暗号化した電子署名により，本人を確認する方式である。メリットとしては，秘密鍵が漏洩しない限り，なりすまされるリスクがないことが挙げられる。また，デメリットとして，利用者ごとに一対の暗号鍵（秘密鍵と公開鍵）を設定するため登録時の事務負担が大きい。そのため，主に法人向け取引で利用されている。将来的には電子認証制度が法人のみならず個人レベルの取引にも利用されることが期待される。

インターネットバンキングは，銀行取引において既に定着しているものであり，取引の安全を図りながら今後もその利便性の確保・充実が求められている。そうであれば，対面取引とは異なって暗証番号等による預金者本人確認によらざるを得ないというシステム上の制約の中で，預金者への注意喚起を含め金融機関が相応の注意を尽くしても回避できない不正使用については，約款による免責が認められなければ，インターネットバンキングという取引形態自体が困難となりかねない。

したがって，金融機関としては当然に，社会通念の変化や技術変化に対応し，より安全なシステム構築を心掛けることが求められるが，預金者としても，インターネットバンキングは，その利用方法や暗証番号等の管理方法によっては危険も伴う取引であることを認識しなければならない。

各金融機関もインターネットバンキングの安全性を向上させるための対策を講じており，パスワードを複雑化させるケース，パスワードの毎回変更を可能にするケース，また，損害保険会社と契約して補償を充実させて預金者保護を図るケースなど，様々な対策が検討・実施されている。

預金者保護法は，インターネットバンキングには適用がないものの，同法附則３条において，「預貯金者の一層の保護を図る観点から，この法律の施行後２年を目途として検討が加えられ，必要があると認められるときは，その結果に基づいて所要の措置が講ぜられる」ものとされ，同法附帯決議では，インターネットバンキング等についてもその不正利用による預金者被害の防止策および預金者の保護のあり方を検討して必要な措置を講じることが要求されている。

この点，インターネットバンキングによる取引は，窓口払いはもちろんのこと，機械払いと比べても格段に匿名性が高く，被害の偽装がきわめて容易である上，次々とその不正利用手段が開発されるため，金融機関がシステムを完備しても，預金者の使用するコンピューター等から情報が漏洩・盗用されることまでは防ぐことは困難である。その点では，預金者にも自衛策が強く求められる。

インターネットバンキングについては，今後も裁判例の蓄積が予想されるが，従来の窓口払いといった対面取引やその延長線上の機械払いを前提とした民法478条の解釈には限界が生じており，前述の預金者保護法の改正も含めて立法上の解決を図る時期が到来しているのではないだろうか。

（本稿の脱稿後に，全国銀行協会がインターネットバンキングにおける預金の不正引き出しの被害について補償基準を定めた自主ルールを策定するとの報に接した（2008年２月７日）。自主ルールでは被害者が無過失であった場合には全額を補償し，被害者に過失があった場合には一部補償にとどまり，重過失があった場合には補償はなされないこととなる。幾つかの不確定な要素を含んでおり，実効性に疑問の声もあるが，今後の展開を見守ることとし改めて検討の題材としたい。）

注

１　スパイウェア（Spy ware）とは，ユーザーに関す

る情報を集めて記録し，更には集めた情報を予め設定された外部の情報収集者に送信するソフトウェアのことである。

2　フィッシング（phishing）とは，インターネットのWebやEメール等を使った詐欺の一種である。“sophisticated”（洗練された）と“fishing”（釣り）の合成語が語源とされる。悪意者が会員制ウェブサイトや有名企業を騙って，本物のウェブサイトを装った偽りのウェブサイトへのURLリンクを貼ったメールを送りつけ，クレジットカードの会員番号などの個人情報や，銀行預金口座を含む各種サービスのIDやパスワードを入手する。その結果，こうした情報が悪用され架空請求詐欺や預金の不正払戻し，成りすましなどによる被害が生じている。

3　キーロガーとは，パソコン等に接続ないしインストールされ，ユーザーがどんなキーやコマンドを入力したかを逐一記録して内部メモリに残しログファイルを出力するプログラムであり，監視やデータのバックアップ等にも利用できる。キーロガーは，本来，キーボードの入力信号を記録するものだが，使い方次第ではで利用者の入力情報を盗むことも可能であるため，広義のスパイウェアと解される。

4　幾代通＝広中俊雄編『新版注釈民法（16）』415頁以下「打田畯一＝中馬義直」〈1989年〉

5　西尾信一「CD（キャッシュ・ディスペンサー）による支払い」判タ429号37頁〈1981年〉，山本豊「預金者以外の者による現金自動支払機からの現金引出しと銀行の免責」金法1396号9頁〈1994年〉，伊藤進「判批」私法判例リマークス1号76頁〈1990年〉

6　石井真司「支払機による支払い免責と民法四八〇条」金法1226号5頁〈1989年〉

7　郵便貯金では，通帳のみでの機械払いが可能であり，銀行によっては通帳による機械払いを許容している場合があるため，盗難通帳で機械払いが行われる場合もある。

8　最判昭37・8・21民集16巻9号1809頁，林良平ほか『債権総論〔第三版〕』266頁［石田喜久夫］〈1996年〉なお，この要件は現行法では明文化されている。

9　最三小判昭50・6・24金法763号34頁，東京高判平16・3・17金法1713号58頁ほか，岩原紳作『電子決済と法』168頁〈2003年〉

10　林良平「CD取引（キャッシュディスペンサー）」加藤一郎ほか編『銀行取引法講座（上巻）』287頁以下〈1976年〉松田政行「ネットワーク取引と表見責任（下）」NBL312号30頁〈1985年〉

11　前掲最判平15・4・8，北川善太郎『債権総論〔第三版〕（民法綱要Ⅲ）』70頁〈2004年〉

12　星野英一『民法概論Ⅲ 債権総論〔補訂版〕』240頁〈1988年〉，遠藤美光「判批」ジュリ1095号196頁〈1996年〉

13　林ほか 前掲265頁［石田］，並木 前掲論文（下）金法1699号47頁〈2004年〉，カード・ローンにつき，東京高判平14・2・13金法1663号83頁，東京地判平15・4・25金法1679号39頁

14　並木 前掲論文（下）48頁，打田＝中馬 前掲428頁，伊藤 前掲78頁 預金者に重過失が存する場合につき，さいたま地判平16・6・25金法1722号81頁

15　前掲最判平15・4・8並木 前掲論文（下）48頁

16　河上正二「キャッシュ・ディスペンサーからの現金引出しと銀行の免責」『財産法学の新展開（幾代通先生献呈論文集）』359頁，363頁〈1993年〉

17　山下友信「銀行取引と免責約款の効力」石田＝西原＝高木還暦『金融法の課題と展望』198頁以下〈1990年〉

18　岩原 前掲187頁以下

19　なお，平成5年判決の解説として金融法務事情1369号6頁以下

20　佐久間 毅「判例批評」私法判例リマークス28号41頁〈2004年〉

21　カード・ローンについては，福岡高判平11・2・26金法1546号97頁参照

22　SSL（Secure Socket Layer）とは，現在インターネットで広く使われているWWWやFTPなどのデータを暗号化し，プライバシーに関わる情報やクレジットカード番号，企業秘密などを安全に送受信することができる米Netscape Communications社が開発したセキュリティ機能付きのHTTPプロトコル

23　中山信弘編『改訂電子商取引に関する準則とその解説』80頁以下〈2004年〉，飯田浩一郎「インターネット上の電子金融取引と本人認証・電子署名」金法1631号46頁〈2002年〉

24　林 前掲283頁，打田＝中馬 前掲417頁

25　後藤紀一「コンピュータ端末の不正使用と当事者の責任関係」手形研究499号10頁〈1994年〉

26　電子認証制度については，飯田 前掲42頁，松本勉＝岩下直之「金融業務と認証技術―インターネット金融取引の安全性に関する一考察」金融研究19巻別冊1号1頁〈2000年〉参照